

## 令和3年3月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和3年3月25日

開会：午前10時00分～午前11時05分

○出席者

教育長 太田 知 啓

教育委員

教育長職務代理者 渡 邊 一 郎

委 員 江 端 源 治

委 員 堀 俊 一

委 員 杉 岡 佐 緒 理

事務局

教育監 森田 大輔 教育部長 大西 和也

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 酒田 宗利

学校教育課長 棹本 達也 保健給食課長 西本 岳史

教育センター長 中村 文俊

ほか担当職員

○教育長 おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、日程第1「会期について」お諮りいたします。

本日の会議時間は、午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は杉岡委員を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3「前回会議録の承認について」お諮りいたします。既に委員の皆様には、12月17日に開催されました教育委員会12月定例会会議録（案）及び1月21日開催の教育委員会1月会議録（案）を配付しております。

原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、教育委員会12月定例会会議録（案）及び教育委員会1月定例会会議録（案）については承認することといたします。

それではここで、守口市教育委員会会議規則第19条に基づき、私から会議の運営についてお諮りいたします。以降の審議の順序の変更と審議の方法についてでございます。

日程第4、議案第12号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について」は人事案件でございますので、全ての議題が終了した後で、関係者のみで秘密会にて審議することといたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは異議なしと認めまして、日程第4、議案第12号につきましては、秘密会として審議することといたします。

それでは次に、日程第5、議案第13号「守口市立学校施設整備計画（案）について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第13号「守口市立学校施設整備計画（案）について」。

守口市立学校施設整備計画（案）について、次のとおりとする。

令和3年3月25日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局　それでは、議案第13号「守口市立学校施設整備計画（案）について」、御説明申し上げます。

お手元の別冊「守口市立学校施設整備計画（案）」を御参照ください。説明に当たりますと、本計画案につきましては、先日の1月教育委員会定例会で協議事項として御議論いただきました内容を踏まえ、2月10日、3月22日に、学識経験者を含めた新しい学校づくり検討委員会を開催し、御意見をいただき検討したものになります。したがって、説明につきましては、1月教育委員会から変更点があった部分を中心に簡潔にさせていただきます。

それでは、本文1ページから3ページまでを御参照ください。最初に、1ページの「はじめに」でございますが、こちらについて変更点はございません。内容については、本市教育委員会の平成24年3月から現在に至るまでの取組み内容を記載しております。

続きまして、2ページから3ページにかけての計画策定の背景・目的についてでございますが、一部変更点がございます。3ページ「（2）目的」の部分で、前回までは1段落目と2段落目の全文を分けていなかったこともあり、国の補助金を活用することが主として取られかねない内容の記載となっていたため、1段落目に、老朽化対策として「安全・安心な施設環境の確保、学習環境や生活環境の質的向上をあわせた施設整備を計画的に進めること」という記述に変え、目的がより明確にわかるよう記載しております。

次に、守口市の学校施設の実態等につきましてですが、4ページから9ページまでを御参照ください。「3. 学校施設の実態」では、本市においては高度経済成長期等に建築された建物が多く、今後、コンクリート造りの建物の耐用年数である50年を一斉に迎えることから、抜本的な施設整備が必要となる旨を記載しており、こちらにつきましては変更点はございません。

次に、7ページ「4. 学校施設の目指すべき姿」についてでございますが、ここで

は変更点がございます。まず「（１）安全・安心な施設環境の確保」において、こちらにつきましては２段落目、最後の方になりますが、近年の感染症を踏まえ、学校施設として感染症対策の必要性について追記しております。

また、９ページになりますが、（６）のところで、新しい学校づくり検討委員会での委員の御意見を踏まえ、統合新設校で取り組んでおり、今後の学校では必要不可欠な環境整備であるとして、地域連携を推進するための環境整備の記述を追記しております。さらに「（７）喫緊の課題」では、リード文において、計画期間が３０年と長期間に渡ることから、喫緊の課題については適宜対策に取り組む必要がある旨を追記しております。

続きまして、１０ページからになります。「５．学校施設整備の基本的な方針」についてでございます。施設整備の基本方針として、建物を建設当初の状態に戻すだけでなく、既存の構造躯体を生かしたまま電気設備や給排水などの機械設備の更新に加え、施設の機能や教育環境の質的向上を伴う長寿命化改修を原則とすること。ただし、調査結果から、コンクリート圧縮強度が著しく低い建物や、構造躯体の老朽化を点数化した耐力度調査の結果が基準以下の建物は、建替えを行うものと示しております。変更点といたしましては、最後になりますけれども、１４ページです。（５）として「予防保全型維持管理の導入」の記載がございましたが、この計画の中でより適切な場所として、後述します２２ページの「７．長寿命化に向けた継続的運用方針」、こちらに移動しております。

続きまして、１５ページから２１ページまで、「６．長寿命化改修等の実施計画」についてでございますが、変更点といたしまして、調査結果から建替えが必要な建物を有した市立小中学校を列挙し、その中でもコンクリート圧縮強度が１３．５ニュートンミリ平方メートル以下の建物については、優先的に施設整備に取り組むものとした上で、表を一部見やすいように整理しております。そのほかの点につきましては変更点がなく、長寿命化改修の実実施計画順位として原則、建築年が古い建物から取り組

んでいくこととしております。

続きまして、22ページから23ページを御参照ください。「7. 長寿命化に向けた継続的運用方針」といたしまして、先ほどの「予防保全型維持管理の導入」の記載につきまして、こちらの(1)に追記した上で、先日の教育委員会定例会でも御議論いただきました、事後保全という表現も入れていたのですが、その事後保全という表現を抜いて予防保全型の方法というシンプルな記載に変えさせていただいております。こちらにつきましては、長期間に渡って学習環境の充実や施設機能を確保していく上では、中長期的なマネジメントサイクルを行っていくとともに、学校、教育委員会、地域、関係部署と連携を抱えながら本計画を推進していく旨を示しております。

最後に、24ページ「8. おわりに」では、こちらについても変更点はなく、今後、本計画に基づき、計画的かつ継続的な施設整備へ取り組んでいく旨を記載しております。

その後、添付の資料がございますが、建物情報一覧の基準値以下の建物について、先日の教育委員会では「要調査」という記述がありましたが、こちらを全て「改築」というふうに改めております。

以上、簡単な説明ではございますが、議案の説明となります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、特に御意見・御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第13号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第13号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは次に、日程第6、議案第14号「令和3年度めざす守口の教育（案）について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第14号「令和3年度めざす守口の教育（案）について」。

令和3年度めざす守口の教育（案）について、次のとおりとする。

令和3年3月25日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 私からは、議案第14号「令和3年度めざす守口の教育（案）」につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、本日お配りしております資料「令和3年度めざす守口の教育（案）」を御参照いただきますようお願いいたします。

令和3年度の本市の教育指針であります「めざす守口の教育」につきましては、2月教育委員会にて御協議いただいたところではございますが、本日、改めて主な変更点等を説明させていただき、御審議の上、御決定賜りたく存じます。

「令和3年度めざす守口の教育」の作成に当たっては、全体的に「新型コロナウイルス感染症への適切な対応」や、令和3年度から開始されます「第6次守口市総合基本計画」、「第2次守口市教育大綱」、「守口市学力向上プラン」との整合性等を踏まえるとともに、誰が見てもわかりやすい表記となるよう文言の追加や変更を行っております。まず、全体の構成で大きく変更した2点について御説明いたします。

1点目は「守口市教育大綱」と合わせて、基本方針の記載順を変更しております。具体的には、基本方針1を「命を守る」、基本方針2を「学力を伸ばす」、基本方針3を「心を育てる」としております。

2点目は、関連する重点項目を整理・統合し、本年度まで14項目あったものを11項目に変更しております。

それでは、内容につきまして説明させていただきます。

まず、1 ページを御参照ください。1 ページの概要では、上段に「めざす守口の教育」の目的や今回の改訂の狙いについて及び下段には、各基本方針で示してある内容を新たに記載しております。ここでは教育理念「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際社会で主体的に行動する人の育成」を図るため「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」として、社会教育関係部局と連携して推進していくことを示しております。学校におきましては「学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育」、家庭・地域においては「育ちを支える教育コミュニティづくり」に係る取組みを進めるため、5 つの基本方針と 11 の重点項目を掲げております。

2 ページに移ります。2 ページには、教育理念のもと、基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。

次に、3 ページは「令和 3 年度 教育委員会の主要施策」について「連携・協働・信頼」の 3 つの視点と「主要施策」に分けて記載しております。

主要施策につきましては、1 つ目の「学力向上の取組みの推進」で、誰一人取り残さず、全ての児童生徒の確かな学びを保障するため、新たな取組み等を踏まえ、全文を変更しております。また、「非認知能力」の注釈を追記しております。

2 つ目の「ICT を活用した教育の質的向上」につきましては、一人一台端末の活用方法、ICT を活用した校務の効率化、保護者・地域とのコミュニケーションの促進等、全文を変更しております。

4 ページでは「安全・安心な教育環境整備の推進」につきまして「守口市立学校施設整備計画」に基づく取組み等、全文を変更しております。また、下段に「めざす守口の教育」の位置づけを新たに示しております。

5 ページからは、学校教育に係る基本方針に沿い、重点項目と、その具現化のための「具体的な取組み」を示しております。学校が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取組みを進められるよう「基本方針」「重点項目」、そして「具体的な取組み」と構成しております。基本的な考え方に大きな変更はございません。

んが、今年度の取組みを検証し、継続して取り組むべき内容、また、新たにに取り組むべき内容を示しております。全ての教育活動においては、中学校区内の学校間連携を一層強化し、中学校区での一貫教育が推進できるよう指導方法などの研究・実践にさらに取り組んでいくということが柱となっております。

5 ページ以降の「基本方針」「重点項目」「具体的な取組み」を、2月教育委員会後に変更した内容を中心に説明させていただきます。

5 ページ、基本方針1「命を守る」では、児童生徒のたくましく生きる健康と体力づくりと安全・安心な環境づくりを図るため、2つの重点項目を掲げております。リード文では、教育大綱の内容及び校長会等の意見を踏まえ、1段落目に「児童生徒の命を守る取組みは、何よりも大切なことであり、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた対策をはじめ」という文言を追記するとともに、4段落目に「関係諸機関との連携を図りつつ」の文言を追記させていただいております。

次に、6 ページに移りまして、6 ページの基本方針2「学力を伸ばす」では、児童生徒一人一人の学力の向上と、個性・創造性の伸長を図るため、3つの重点項目を掲げております。

重点項目3「授業改善の推進」では、2月教育委員会での御意見をいただきましたことを踏まえ、リード文の6行目に文言を追加し「一人一台端末等のICT機器を効果的に活用し、これまでの教育実践とのベストミックスを図りつつ、言語能力、情報能力、問題解決能力の育成に向け、協働的で個別最適化した学習も展開していきます。」としております。

具体的な取組みでは、⑦「学びの連続性・系統性を確立するための中学校区ルール」の活用・改善や『中学校区合同研究会』の実施に文言を修正するとともに、注釈の8番「中学校区ルール」を新たに追記しております。

次に、7 ページの重点項目4「自学自習力の育成」では、具体的な取組みの②「オンライン授業やデジタル教材等、一人一台端末を活用した家庭学習の提供」と文言を



修正しております。

次に、8ページの重点項目5「支援教育の充実」では、具体的な取組み⑧に「接続期カリキュラム等を踏まえた」の文言を追記しております。また、注釈1「障害者の権利に関する条約」についての説明を新たに記載するとともに、注釈3「発達障がい」、注釈5「個別の教育支援計画」、注釈6「個別の指導計画」、注釈7「自立活動」の説明内容を市民の皆様へもわかりやすい文言にそれぞれ修正しております。

なお、障がいの表記についてでございますが、2月教育委員会定例会におきまして御意見いただきました「障害の漢字表記とひらがな表記について」でございますが、現在、本市教育委員会としましては、大阪府の「障がいのある方の思いを大切にし、府民の障がい者理解を深めていくため、文書等においてマイナスイメージがある「害」の漢字を、できるだけ用いないで、ひらがなで表記する」との考え方にのっとり、法令や固有名詞等以外についてはひらがなで表記することとし、各学校に対しても同様をお願いをしているところでございます。障がいの表記につきましては、国際的な潮流である「障害は、障害者ではなく社会が作り出しているという考え方、いわゆる社会モデルの考え方」を誰もが理解し、依然として存在している社会的障壁を社会全体でなくす取組みを進めていくために、どのような表記であるべきなのか、教育委員会としまして、当事者の方々の思いや医療基準による分類、国や府の動向等を注視しつつ検討してまいりたいと考えておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

それでは続きまして、6ページからの基本方針2「心を育てる」。こちらにつきましては、児童生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、3つの重点項目を掲げています。

9ページの重点項目6「人権教育の充実」及び重点項目7「道徳教育の充実」並びに10ページの重点項目8「生徒指導・キャリア教育の充実」では、今回変更はございませんでした。

続きまして、11ページからの基本方針4「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。重点項目9「学校経営の改善」及び11ページ、重点項目10「教職員の資質向上・研修の充実」では、変更はございません。

最後に、13ページからの基本方針5「生涯学べる社会をつくる」では、学びと気づきを深め、豊かな心と生きる力、地域力が育つまちの実現を図るため、重点項目11「社会教育の振興」を掲げ、8つの具体的な取組みを示しております。

以上、令和3年度「めざす守口の教育」の「教育理念」「基本方針」「重点項目」の内容全般を説明させていただきました。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御意見・御質問がないようですので、採決したいと思います。

議案第14号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第14号につきましては原案どおり承認いたしました。ありがとうございました。

次に日程第7、議案第15号「守口市学力向上プラン(案)について」を議題いたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 議案第15号「守口市学力向上プラン(案)について」。

守口市学力向上プラン(案)について、次のとおりとする。

令和3年3月25日提出。守口市教育委員会 教育長 太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 では、議案第15号「守口市学力向上プラン（案）について」、御説明申し上げます。

本日お配りしております資料を御参照お願いいたします。令和3年度から令和5年度、守口市学力向上プランについて説明させていただきます。「守口市学力向上プラン（案）」につきましては、2月教育委員会定例会にて御協議いただいたところではございますが、本日、変更事項等も含め再度説明させていただきます。

お手元の資料「守口市学力向上プラン（案）」と「守口市学力向上プラン（案）追記・修正箇所について」を御参照ください。

2月定例会でお示ししたものは、1ページ構成で全ての項目を記載しておりましたが、「確かな学力」や「非認知能力」「教育委員会の支援」等の項目の詳しい内容を2枚目に記載し、2ページ構成としております。

それでは、1枚目から項目ごとに御説明いたします。まず、資料左上に「確かな学力」について記載し、その3つの要素や学習指導要領に示されております育成を目指す、3つの「資質・能力」については、2ページ目に記載しております。その下に「全国学力・学習状況調査、市アンケート調査等より見えてきたこと」として、2ページ目に顕著な課題を10点記載し、項目名のみを1ページ目に残しております。これらの点を踏まえた「学力向上に向けた守口の子どもの課題」として「学ぶ意欲の向上」、「言語能力の育成」、「自学自習力の育成」、「非認知能力の育成」の4点を示し、その右側に6点の「達成目標」を定めております。この目標を達成するための「学校の取組み」といたしましては、誰一人取り残さず、すべての児童生徒の確かな学びを保障するために、組織的な研究体制のもと行う「授業改善の推進」・「自学自習力の育成」を2本柱とし、9年間を見通した取組みを推進していきます。

その下、2本柱の関係性を図示している箇所では、右矢印で「家庭学習課題提示の工夫」、左矢印で「評価・授業への活用」と、授業と家庭学習の連続性を示しております。

2本柱の1つ目「授業改善の推進」は「『主体的・対話的で深い学び』の実現」を目指し、それに向けた具体的な取組みとして、①すべての授業で「ユニバーサルデザイン」の3つの視点を取り入れること、②学校図書館の計画的な利活用をすすめること、③日々の授業の点検・改善機能を充実させることの、大きく3点を示しております。

2本目の柱「自学自習力の育成」では、学びに向かう力の育成に向けた家庭学習の充実に向けた具体的な取組みとして、①授業との連続性を意識した系統的な家庭学習課題を設定すること、②読書習慣の定着を図ること、③日々の家庭学習の点検機能を確立すること、④放課後等における学習会を開催することの、大きく4点を示しております。

2本柱を促進するための取組みとして、ICT機器を効果的に活用することと、児童生徒個別の状況を把握し、分析することの2点を示しております。

続いて、これら学校の取組みを支援するため、「教育委員会の支援」、「学校運営協議会との連携」、「家庭・地域との協働」とについて、それぞれ2枚目に内容を記載しております。

それでは、2枚目をご覧ください。2枚目には、冒頭でも触れましたが、1枚目に記載している項目の詳しい内容を6点記載しております。注釈3では、非認知能力の説明を新たに記載しております。また、「教育委員会の支援」としてICT機器の整備と支援、民間活力を活用した学習機会の提供等を、「学校運営協議会との連携」として教育課程の改善に向けた意見、保護者・地域住民等による学校支援活動の促進等を、「家庭・地域との協働」として規則正しい生活リズムの確立、各家庭での児童・生徒への励まし等を記載しております。

以上、令和3年度から令和5年度守口市学力向上プランについての説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

では、よろしいでしょうか。特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

議案第15号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第15号につきましては原案どおり承認いたしました。ありがとうございました。

次に、日程第8、報告第2号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。

それでは、議案の朗読をお願いします。

○事務局 報告第2号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」守口市教育委員会事務局職員の人事異動について、次のとおり報告する。令和3年3月25日提出、守口市教育委員会教育長、太田知啓。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第2号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動について」、御説明申し上げます。

議案書5ページから8ページまでをご覧くださいませようお願いいたします。教育委員会事務局職員の任命につきましては、教育長に対する事務委任規則第2条第17号により、教育委員会での決定事項でございますが、市長部局と同日に通知する必要があったことから、教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づき、令和3年3月15日付で教育長により臨時代理させていただき、同日付で人事異動を通知いたしました。

以上、御報告申し上げ、御承認いただくものでございます。よろしく申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御質問・御意見はありますか。

特に御意見・御質問がないようですので、採決いたしたいと思います。

報告第2号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、報告第2号につきましては原案どおり承認いたしました。

それでは次に、報告事項に移ります。

報告事項1「守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱について」の説明をお願いします。

○事務局 守口市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱につきまして、御報告いたします。

恐れ入りますが、議案書10ページから13ページを御参照いただきますようお願いいたします。

本市におきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対する必要な援助として行う就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるため、守口市就学援助費支給要綱を制定しております。このたび、大きく2点の変更をいたしましたので、説明いたします。

1点目は、新入学時児童生徒学用品費についてでございます。今年度より、新入学児童生徒の学用品費の早期支給を行っております。また、その移行措置として、10ページにあります別表第1のとおり、未就学児童、小学校等及び中学校等の新入学児童生徒を対象に支給しております。なお、次年度、令和3年度からは、未就学児童と小学校6年生のみを支給対象といたします。

2点目は、支給額についてです。支給対象者の判定に用いる基準額については、大阪市消費者物価指数を勘案し、毎年度見直しを行うこととしていることから、別表第2のとおり、基準額を改めさせていただきました。なお、施行日は令和3年4月1日

としております。

以上、まことに簡単な説明ではございますが、御報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

それでは次に、報告事項2「令和2年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）結果概要について」の説明をお願いします。

○事務局 「大阪府中学生チャレンジテスト（1・2年生）」の市結果概要について、御報告いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料「守口市の結果概要」を御参照いただきますようお願いいたします。

令和2年度中学校1・2年生のチャレンジテストにつきましては、令和3年1月13日に全校参加により実施され、その結果が2月26日に送付されたところです。

それでは、資料をもとに結果概要を説明させていただきます。左上段は、本市の教科別1・2年生の平均点を示しております。参考に記載しております大阪府と比較すると、2年生の理科以外の全ての教科で大阪府平均を下回る結果となりました。

また、隣には、教科別の同一集団比較として、令和元年度1年生時と令和2年度の2年生時の平均点の、府を1としたときの本市の状況を示しております。国語、数学においては府との差が縮まり、英語においては開く結果となっております。

中段には、各教科の観点別の結果を示しております。観点別の状況につきましては、府を1としたときの守口市の結果を示しております。

下段には、調査教科の「授業」に対する生徒の意識等についての結果をあらわしたグラフを示しております。

続きまして、資料の右側には結果と考察を示しております。上段では、設問別調査結果より、各学年、各教科で正答率の高かった項目を「良かった点」として、逆に、正答率の低かった項目を「課題が見られた点」として明記するとともに、【今後の充実させるべき学習活動】を示しております。例えば、2年国語では「場面の展開や登

場人物の描写に注意して読み、内容の理解に役立てること」に課題が見られたことから、今後充実させるべき学習活動として、「物語で各段落の場面や出来事、登場人物がどのような心情であるか、作者の意図を意識しながら読む活動」を示しております。

最後に、下段には意識調査の結果より、「良かった点」、「課題が見られた点」を示しております。後ほど報告いたします学力向上に係る目標値の達成状況同様、主体的に言語活動に取り組む項目の肯定的な回答は、おおむね府平均を上回っているものの「自ら課題を見つけて、家で勉強をしている。」の肯定的な回答が府平均を下回っており、自学自習力の育成には課題が見られる結果となっております。

以上が結果の概要でございます。

本結果概要の取扱いにつきましては、調査の目的を踏まえ、市教育委員会として生徒の状況把握及び教育施策の成果と課題検証の材料とすること並びに学校として生徒の状況把握及び日々の教育活動、とりわけ授業改善の検証材料とするとともに、本調査の結果分析をもとに府教育庁から提供された「府全体の評定平均」を活用し、評価活動の改善と充実を図るものであることから、市立学校に周知し活用するものと考えております。

最後に、各学校には、既に学校ごとの結果並びに個別の生徒の結果が送付されており、今後、各学校において経年比較による分析を通じた授業改善とともに、個々の生徒の既習内容の定着状況を確認し、個別の指導に生かしていくよう指導助言してまいりたいと考えております。

以上、「大阪府中学生チャレンジテスト（1・2年生）」の市結果概要について、報告とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見・御質問はございますでしょうか。

○委員 はい。

○教育長 お願いします。

○委員 この、守口市の結果概要の情報公開はどのようになっていますか。



○事務局　本市では、この結果につきましては各校で活用していただくと。本市につきましては市の施策で活用していきたいと考えておりますことから、市立学校のみ、この結果概要を周知したいと考えておるところです。

○委員　保護者はこのペーパーを見ることはできるんですか。

○事務局　今のところ、それは考えておりません。

○事務局　補足でございますが、保護者への周知につきまして、本市による周知は今のところ予定しておりませんが、各学校から配付されます個票に、もちろん御本人の結果、そして学校の結果等が示されておりますので、学校の状況等は保護者の方もご覧いただけるような、そういう個票となっております。

以上でございます。

○教育長　ほかにいかがでしょうか。

○委員　よろしいでしょうか。

○教育長　お願いします。

○委員　個票の中に、できましたら――意識調査の内容を見てもみますと、府と守口を比較した場合、守口のほうが意識が非常に高いという項目がたくさんございます。特にこれは、結果と考察の中に書いておられますように「主体的・対話的で深い学びによる授業改善が進んでいる」というふうに書いておられます。もう一方、自己学習力が非常に危惧されるということも書かれております。だから、守口市の学力向上プランが今後新しく出まして、その1つの、今までにはなかったキーワードの中に、教育長が特に力を入れて行われます、授業と家庭学習の連続性。だから、授業は授業なんだよと、お家はお家で勉強することだよと、これが切れた形で子どもの意識の中に入ったと。それをいかに連続して、お家で勉強したことは学校に生かされるし、学校で勉強した課題がまた子ども達の家庭においても追究課題になるんだという、そういうことを大事にして取り組むことにおいて、子どもの家庭での学習力というものが上がっていくようにさらに力を入れていくんだということを必ず個票に書いてほしいで

す。だから、学力向上プランは学力向上プラン、個票は個票というんじゃなくて、その個票と学力向上プランというものが必ず繋がっているんだということを保護者に浸透させていただければと思うんです。

○事務局　今いただきました御意見の個票なのですが、この個票については大阪府統一のものとなっております、こちらでアレンジということができませんので、新たな学力向上プランを本日議決いただきましたので、学力向上プランの周知、また、めざす守口の教育の周知等の際には、今いただきました御意見をしっかり念頭に入れながら、その重要性、考え方というのを保護者の方にも御理解いただけるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員　ありがとうございます。とにかく、守口は生涯の学びというものを謳っていますから、やはり学びの連続性、学びはどんな場所でも学びというものが成立するんだと、そういう意識で守口というのはやっているんだということが伝わっていくことが非常にありがたいなど。

ありがとうございました。

もう1個だけ危惧すること。この評価の中に「国語と数学においては府の差が縮まり、英語においては開く結果となりました。」という。この「英語において」というのが非常に気になるんです。今まで守口というのは、どっちかというところ I C T なのか、そっち側のほうにもものすごい力を入れていた。だから、I C T を浸透させることによって英語のスキルも当然上がってくると思うんですけれども。もう一つは、文科省が今度やっていく、小学校の高学年での専科制というものが導入されてきます。そのときに、守口では9年間の学びというものを謳っているわけです。だから、そのときにカリキュラム的にも連続性というものを意識しなくてはいけないんですが、もう一つは、人的なものというのが、小学校の先生が今度は専科制になってくると、多分、英語のスキルが高い人が必ず配置されてくると思うんです。そうしたらそのときに、

義務教育学校でしたら繋がっている密度が濃いからいいですけども、校区制になるとやはり場所が離れているわけです。だから、そこで例えば、人的なものの交流はもちろん考えておられると思うんですけども、中学校の英語を教えている先生が、同じ先生が小学校の6年生を教えるという、そういう人的な構成というのも考える必要があると思うんです。小学校が終わって中学校という今度、中学校の新しい教科書なんかも、みんな謳っているのは小学校との繋がりばかり強調しているんです。それは9年でやらないからですよ。9年でやるのだったら、繋ぎを踏まえた上での守口の指導ですから、当然そこに時間の短縮というものが成立するんです。だから、そこで何らかの時間の短縮が出てくれば、そこで守口独自の英語スキルを高めるプランというものが入ってくる可能性が大なんです。そういうことをやはりしていかなかったら、9年間という意味合いが薄れるんです。だから、6年間と3年間をくっつけて9じゃなくて、6と3を足して、9は9なんだけれども、実はそこから余る時間がたくさんあるんです。だから、そこをいかに捻出して守口独自のカリキュラムというものを打ち出していくのか。そこに、守口のスキルの高いICTを効果的に活用するというのを持ってくるわけです。そういう体系的なものを――結局、専科制ということは親が物足りないんです。小学校の先生は何から何まで1人の先生が教えている。今、理科はあれになっていますね、音楽とか。そういうふうに、これだけカリキュラムもスピードが上がってくるし、コロナ禍になるし、先生方がみんな教材研究。小学校の教員が、例えば算数を教えるときには、少なくとも中学までの内容を把握した先生が、算数の5年・6年を教えるのと、ただ5・6年のお勉強をした先生が教えるのと全然違うんです。だから、その辺をやはり、9年間の重みというものをもう少し吟味していただくと、非常に効果的なものが見えてくると思います。

思いつきで申しわけないですけども、意見だけ言わせてもらいました。

○事務局 貴重なご意見ありがとうございました。本市の今の状況としまして御報告をさせていただきたいのですが、本市におきまして、国・府より、英語につきまし

ては専科教員の加配というものをいただいております。また、本市で1名、英語コーディネーターというものを位置づけまして、おっしゃっていただいたように中学校及び小学校のこの4年間の学びをどうしていくのかというのを中心的に考えていただいて、指導していただく方を位置づけております。また、先ほど小学校の英語の専科をいただいた加配の方は、一部中学校を経験した方が小学校の授業に今、携わっていただいている方もいらっしゃいます。そのようにやはり、9年間の学び、この連続性というのは重要であると我々も認識しておりますので、いただいた意見を踏まえまして、この交流プラス、やはり中学校との学びにどう繋げていくのか、中学校の先生方にもしっかりとわかっていただいて、また、小学校の先生方にもそこをわかっていただけるように、授業の交流等を含めて市としてもやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 守口がやっておられるのは大体わかっているんです。私が言いたいのは、実際話せる英語という力をやはりつけたいもので、人を入れてほしいということなんです。1人の人がいろんな役でやっておられるんじゃないでなくて、もう少し守口が本当に実用英語じゃないけれども、話せる、身についた——例えば、外国の方が来られても積極的に語りかけて守口を案内してあげるとか、それぐらいの根性のある、知的なものも精神的なものもという意味で。そのためにやはり、本物の英語をしゃべる先生の数というのが絶対要るんです。そこにもう少し予算を投入するために、合併人員をして、この人員だけで本当にいけるのかどうかということを検討してほしいんです。守口は、国際化というものを謳っていますよね。国際化を謳う以上は、やはりほかの市町村とちょっと違うんだというのを出さないといけないわけです。人的なのでお金が要るのでなかなか難しいかもしれませんが、言いたいのはそこなんです。やっておられる考え方は知っていますので失礼なことを言ったなとは思いますが、本当に言いたいのは、人的なものをもう少し増やしてほしいという希望です。

○教育長 御意見として承ります。

ほかに御意見・御質問はございますでしょうか。

私からお聞きしたいんですけれども、今、大阪府との同一集団比較のところについて御指摘があって少し注目したのですが、例えば英語、今の2年生が1年生のときと比べると0.004ポイント下がったということで、差が開くというふうな考察をされているのですが、この0.004というのは本当に大きな数字なのでしょうか。確かに低かったのは事実だと思うのですが、統計的にはほぼ差がないというか、大阪府の平均と差がない集団に入るんじゃないかとも思ったのですが、やはりこれはもう差が大きいと言えるぐらいの大きな値なのでしょうか。

○事務局　今、御意見いただきました、この大阪府との同一集団比較、こちらは大阪府を1として示しているものでございますが、全国学力調査でこれまで分析等を進める中で、府等から確認をしております有意差と申しますのは、左の平均点で見ますと5ポイントだと説明でも受けてきておりますので、今回の英語の差が開いた状況が有意差であるというふうには認識しておりません。表現についてはまたこちら事務局で検討させていただいて、より伝わりやすい形で学校に説明をさせていただきたいと考えております。

○教育長　本当に数字だけ見ると、比較的大阪府との差は小さいのかというように印象を受けたものですから今、お尋ねした次第です。ただ、これは今、同一集団の比較で2年生の数字だけを見ましたが、例えば1年生の成績を見ると、数学なんかは3.7ポイント差がついているので、やはり5ポイント以上の差ではないんですけれども少し気になりました。1年生の数学でどの領域が正答率が低かったのかとか、どの問題が具体的に、特に本市、あるいは学校レベルで低かったのかというのもまたこれから分析しながら授業の改善——1年生で今回正答できなかった問題については、2年生・3年生の指導の中でしっかりと身につけていくということがやはり大事だと思いますので、そういった取組みをやっていけたらと思っております。

あと、英語も小中連携は非常に、9年間を見通した学びは本当に大事だなと思って

おります。英語の授業改善の研究会をさつき学園でやったのを見に行きまして、そこに小学校・中学校と、全校から英語を担当する先生が集まって、小学校と中学校が一緒になって、小学校では今こういう英語の内容でやっていてこういう指導方法でやっているということと、中学校ではカリキュラムや指導内容がこのようになっており、単語の数が増えたことも情報共有しながら、子ども達が英語力をどのように身につけているのかと一緒に考えていたのを見て本当に、実際にカリキュラム面で情報交換して一緒に研修するという事は英語に限らず本当に大事だと思いました。これからもこういった取組みが進んでいくようにしていかなければいけないと思いました。実際に英語の授業も見てみたのですが、新しい学習指導要領では、中学校の授業は、先生が英語を使って授業をするということになり、なかなかそこまでは完全には至ってはいないのですが、本当に子ども達が自分の気持ちを表現するような取組みをやっていると実感しました。本当に英語というのは、ややもすると「元気ですか」と聞いて「元気です」と、自分が元気じゃなくても元気ですというふうな答え方を繰り返すような授業が多かったと思います。今の自分の気持ちを何て表現するんだろうと子ども達が一生懸命考えながら英語で表現しようとして、本当に英語科の教科が狙っていることを踏まえた授業改善が着実に進んでいると実感しました。また、2月には、この前にも少し定例会でも御紹介しました、門真市と共同で文科省の英語の、視学官による講演会をZ o o mで実施して、多くの先生方に参加していただいて、小・中・高校まで見据えた英語の連続した指導のあり方、英語教育が目指すものを丁寧に説明していただいて研修を深めることができたと思います。英語に限らず、教育委員会としてもしっかり各学校現場で授業改善が進むように支援していかなければいけないと感じました。

ほかに御意見・御質問はいかがでしょうか。

それでは次に、報告事項3「学力向上に係る目標値の達成状況について」の説明をお願いします。

○事務局 学力向上に係る目標値の達成状況について御報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の「学力向上に係る目標値の達成状況について」を、ご覧いただけますでしょうか。学力向上に係る目標値については、教職員や子ども達の意欲をより一層喚起し、今後の学校教育計画に基づく学習活動の具体化に繋げることで、本市の子ども達の学習状況の一層の改善に学校と教育委員会、保護者が一丸となって取り組むために、令和元年度に6項目を設定し、その達成時期については令和3年2月とし、取組みを進めてまいりました。本日はその達成状況について御報告をさせていただきます。

左側には、令和元年度と令和2年度の調査結果をお示ししております。小学校等、中学校等を分けた結果で、左から直近3年間の全国の平均値である市の目標値、そして市の令和元年度以前の現状値、そして令和元年度の年度末の2月結果、市の目標値との差、市の目標値を踏まえ、各校が設定する目標値を達成した学校数となっております。令和元年度から2年度にかけて、勉強時間、読書時間については市目標値を達成していませんが、目標値との差は縮まっており、他の項目もおおむね向上しております。また、自校の目標値を達成した学校数も、中学校等の「話の組立てなどを工夫して発表している」以外の全ての項目で増加となっております。

2年間の調査結果を踏まえ、目標値の達成状況を2枚目に示しております。令和元年度の現状値である初期現状値、令和3年2月の最終結果、それらを比べた増減の値、市の目標値の達成状況となっております。令和元年度以降、目標達成に向け、学校と教育委員会の連携を一層図りながら学力向上に係る取組みを推し進めることにより、授業改善及び自学自習力の育成に係る児童生徒質問紙調査の結果において、中学校等の家庭での勉強時間を除く全ての項目で数値が向上し、改善が見られています。また、授業改善及び予習・復習の習慣化については、全国水準を上回るとの目標を達成することができました。一方、家庭での勉強・読書時間においては数値の向上が見られる項目はあるものの、目標の達成には至っていません。

以上、簡単な説明ではございますが、報告とさせていただきます。

なお、今回報告いたしました達成状況を踏まえ、事務局としましては令和3年度以降の目標値の設定については、引き続き現行の目標値を設定しつつ、6項目全ての早期達成を目指し、先ほどお示ししました新たな市学力向上プランに基づいた取組みを、スピード感をもって着実に進めていきたいと考えております。その内容につきましては、4月教育委員会定例会にて御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○教育長　それでは、何か御質問・御意見はございますでしょうか。

またこちらはお読みいただいて、4月に来年度以降の目標値をどうするのかを議論するため、また4月に御意見を賜ればと思いますので、よろしくお願い致します。

以上で報告事項は終わりましたが、ほかに何か御報告や連絡はございますでしょうか。

○事務局　保健給食課より、令和3年2月定例会で御報告させていただいた以降の新型コロナウイルス感染症による学校臨時休業を実施した1校について、御報告させていただきます。

八雲中学校の教職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患していることが確認されたことにより、令和3年3月10日水曜日～11日木曜日まで同校を臨時休業とし、12日金曜日より再開いたしました。また、スクールカウンセラーの派遣については学校と相談の上、対応しております。

なお、八雲中学校の臨時休業以降は、濃厚接触者3名、その他3名、計6名のPCR検査受検の連絡がありましたが、全て陰性の報告を受けております。

以上、御報告とさせていただきます。

○教育長　ありがとうございました。ほかに御報告・連絡はございますでしょうか。

それでは、ないようですので、本日は議案第12号を残しておりますが、これより



関係者のみで秘密会を行うことといたしますので、関係者以外は退室いただいて結構です。

それでは、暫時休憩といたします。

○教育長　休憩を閉じ、委員会を再開いたします。それでは日程第４、議案第１２号「守口市教育委員会事務局職員の人事異動（案）について」を議題といたします。議案の説明をお願いいたします。

(秘密会)

○教育長　異議なしと認め、議案第１２号につきましては、原案どおり承認いたしました。それでは、本日の定例会を閉会します。

閉会：午前１１時０５分